

平成23年度第3回江東区外部評価委員会  
(第3班ヒアリング)

1 日 時 平成23年7月6日(水)  
午後7時00分 開会 午後9時02分 閉会

2 場 所 江東区防災センター2階第21会議室

3 出席者

(1) 委員( )は欠席

木 村 乃

山 本 かの子

駒 田 千代子

(浦 田 清 美)

(2) 関係職員出席者

地 域 振 興 部 長

菊 間 恵

教育委員会事務局次長

梅 田 幸 司

教育委員会事務局参事(庶務課長事務取扱)

針 谷 りつ子

地域振興部 青少年課長

猪 田 正 行

教育委員会事務局 放課後支援課長

老 川 和 宏

(2) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長

大 井 哲 爾

政策経営部 企画課長

押 田 文 子

政策経営部 財政課長

大 塚 善 彦

政策経営部 計画推進担当課長

田 淵 泰 紀

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会

2. 議題

( 1 ) 施策 1 2 「健全で安全な社会環境づくり」

( 2 ) 施策 1 3 「地域の人材を活用した青少年の健全育成」

3 . 閉会

## 6 配付資料

- ・ 席次表 ( 施策 1 2 ・ 1 3 )
- ・ 委員名簿
- ・ 関係職員名簿
- ・ 外部評価委員会の運営について
- ・ 施策 1 2 施策評価シート
- ・ 施策 1 3 施策評価シート
- ・ 外部評価シート ( 施策 1 2 )
- ・ 外部評価シート ( 施策 1 3 )

午後7時00分 開会

班長 それでは、定刻になりましたので、これより平成23年度第3回江東区外部評価委員会第3班ヒアリング、1回目を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、第3班のメンバーのうち、浦田委員から欠席のご連絡が届いておりますので、ご了承ください。

本日の外部評価の対象施策は、施策12「健全で安全な社会環境づくり」、それから、施策13「地域の人材を活用した青少年の健全育成」、この2つになっています。

初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございまして、配付資料をご確認いただき、不足がございましたら事務局職員までお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、席順につきましては、事務局で施策ごとに作成しておりますので、ご確認ください。

それでは、ヒアリングに先立ちまして、6月22日に開催されました第1回江東区外部評価委員会小委員会において、外部評価委員会の運営について決定を見ましたので、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料「外部評価委員会の運営について（平成23年度）」をごらんください。

決定事項は4点ございますけれども、各委員は、各班ごとにヒアリングの開始30分前に集合いただいて、委員同士の意見交換を行うことができるというのがまず1点目でございます。

2点目でございます。ヒアリングでは、まず施策の主管部長から、当該分野の現状と課題及び今後の方向性等のポイントについて5分以内でご説明をお願いいたします。その後、委員との質疑を行うことといたします。1施策当たり、基本として1時間を目途でヒアリングを行っていただきます。質疑に当たりましては簡潔明瞭に一問一答というような形でご質疑をお願いしたいと思います。

3点目でございます。各委員は、ヒアリング終了後、おおむね3日後までに外部評価シートを事務局までご提出をお願いいたします。

最後でございますが、各委員からご提出いただいた外部評価シート及びヒアリング中の議論をもとに、小委員会で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示してまいります。最終案でございますけれども、第7回当委員会（8月16日）においてご決定をお願いした

いと考えてございます。

以上でございます。

班長 ありがとうございます。ヒアリングにつきましては、ただいま説明のありました要領に従って行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ご説明いただくことになるんですが、5分ということで、今、事務局のほうからご説明がありましたけれども、事前にいただいている資料などを拝見してみまして、各委員さんのほうから事前にご意見などをお聞きしているんですけれども、それぞれの施策を構成する主たる事業について、施策全体でも結構なんですけれども、その施策を実行したことによるその効果とか 効果という観点からの実績についての情報が非常に乏しいので、いただいている資料の限りでは評価がなかなか難しいといったようなご意見をちょうだいしています。ですので、予定された5分というのがあるかと思いますが、1～2分オーバーしても結構ですので、そこら辺のところを明確にさせていただくようお願いをしたいと思います。

それと、質疑応答に入りましたら、これも簡潔明瞭にということで、今、事務局のほうからお話がありましたけれども、イエスとかノーとかで答えられる話は、それだけ答えていただければ結構です。当然のことながら、じゃ、そのイエスの理由は何でしょうかということをおのほうで質問をさせていただきますので、そのイエス、ノーをお答えいただくときに、釈明に類する部分とか、引き続き背景とか経過とか、そういったところをあわせてご説明をいただくとテンポのいい質疑応答ができませんので、極力、次に何かご質問が多分あるだろうという想定をしていただいて、簡潔明瞭にお答えいただきたいと思います。

---

## ヒアリング

### (1) 施策12「健全で安全な社会環境づくり」

班長 それでは、施策の12「健全で安全な社会環境づくり」の現状と課題及び今後の方向性について説明をお願いいたします。

関係職員 それでは、施策12「健全で安全な社会環境づくり」についてご説明いたします。

近年、核家族化や情報化という社会構造の変化に伴い、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれる事件が目立ってきております。さらにインターネットや携帯電話の普及に伴い、有害情報が比較的容易に入手できる状況の中、子どもが被害者、または加害者になるケース

が生まれ、子どもが安心して暮らせる健全で安全な社会環境づくりが求められています。そこで、江東区では、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めるとともに、登下校時の安全確保や地域と区が一体となって子どもを見守っていく地域社会の実現に取り組んでいるところでございます。

この施策12では、施策が目指す江東区の姿を「地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支える、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています」と定め、施策を実現するための取り組みを、1、「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」、2、「こどもの安全を確保する地域環境の創出」といたしました。

まず「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」についてでございますが、この取り組みの中で学童クラブ管理運営事業や児童館管理運営事業など、従来からの事業に加え、平成22年度より放課後子どもプラン事業を行っております。この事業は、江東区版放課後子どもプランを受け、平成31年度までに全小学校に「江東きっずクラブ」を展開するというものであります。この事業を着実に展開し、現行の学童クラブや放課後子ども教室「げんきっず」と連携を図ることにより、共働き家庭の子どもも含めてすべての子どもたちが安全で健やかに過ごすことができる場の確保を実現していきたいと考えております。さらに「江東きっずクラブ」を全小学校で展開することにより、人口増加や共働き家庭の増加等による学童クラブ事業の高まりや保育ニーズの多様化にも対応してまいりたいと考えております。なお、各施設の耐震補強事業や改修事業につきましては、児童館及び学童クラブ等を計画的に改修し、施設を安全で快適に使用していただくために行っているものでございます。

続きまして、「こどもの安全を確保する地域環境の創出」についてでございます。

まず、こども110番の家事業でございますが、子どもが登下校時等で身の危険を感じたときに緊急避難できる場所として、民家や商店等の協力のもとにこども110番の家を設置し、地域と一体となった子ども見守り事業を展開しております。また、登下校時には危険箇所等に安全誘導員を配置し、児童の安全確保を行っております。

続きまして、施策12における現状と課題でございます。「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」の現状といたしましては、放課後子どもプラン事業「江東きっずクラブ」ですけれども、その展開もあり、増大する学童クラブ需要の中、今年度も4月1日現在の学童クラブ待機児数をゼロとすることができました。また、就労していない家

庭等の児童や小学4年生から6年生につきましても、放課後を安全に過ごすことのできる場の整備を行い、着実に居場所の確保を進めているところでございます。

課題といたしましては、地域状況の変化等により登録児童数が減少している学童クラブがあるところでございます。また、「江東きッズクラブ」を開設する場合は、一部民間委託による運営を行っており、委託料の増加もあるところでございます。

次に、「こどもの安全を確保する地域環境の創出」に関する現状と課題でございます。

こども110番の家事業では、新たに住民が増加している地域について、オートロック型マンションなどの住居建築物の構造上の問題や店舗の運営方針により、こども110番の家の設置が困難な状況も生じております。犯罪の抑制という面を踏まえ、当事業の江東区全域での取り組みを強化するために、関係団体の協力を得て進めることが課題となっております。

続きまして、今後5年間の施策の取り組みの方向性でございます。

「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」では、今後5年間も学童クラブ需要の高い地域を中心に「江東きッズクラブ」の開設を進め、引き続き、こどもたちの居場所、生活の場づくりのために、効率的・効果的に計画を進めてまいります。

また、登録児童数が減少している学童クラブの件でございますけれども、現在、2学童クラブを休室中でございます。今後も地域状況の変化等により登録児童数が減少した学童クラブについては、児童数や利用者への影響等を検討した上で、休室や廃止を含め検討してまいります。

続いて、「こどもの安全を確保する地域環境の創出」についてですけれども、地域の関係団体との協力を得ながら、健全で安全な社会環境づくりを実現してまいり所存でございます。

これで施策12「健全で安全な社会環境づくり」の説明を終了いたします。

班長 ありがとうございます。それでは、施策12について質疑を行います。

質疑の前に皆様にお願いがございます。本委員会では会議録作成のため録音を行っておりますので、お手数ですが、初めてご発言をする際には、委員の方は委員名を、説明者の方は役職名をおっしゃっていただくようお願いいたします。また、ご発言はマイクを通して行っていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

それでは、早速質疑応答を行ってまいります。どうぞ。

委員 まず、きッズクラブのことについて、1番の「こどもが安全で健やかに過ごすこ

とができる場の確保」について聞きたいと思うんですが、まず、各小学校できっずクラブというものが始まったということについて私はとてもうれしく思って、これからも発展的にやっていただきたいと思っているんですが、まずちょっとわからないことがあるので、それについて質問申し上げます。

この制度についてなんですが、A登録が「げんきっず」、B登録が学童クラブというふうに理解いたしました。これは従来の学童クラブと連携・一体化していく事業なのだというふうに、そして、平成31年には全小学校、45校ですべて開校していくのだというふうに理解しましたが、その間、学童クラブはどうなっていくのだろうか。児童がかなりダブルしている状態なのではないかと思うんです。そして、予算も両方にかかっている状態だと思うんですが、それをどのようにしていかれるおつもりなのか、方向性についてはちょっと読み切れない部分がありましたので、先ほど児童数の減少のところでは、減少したところについては休室や廃止を含め、というふうにおっしゃったんですけど、それ以外のもっと大きな目的というか、それを教えていただきたいです。

あと、A登録、B登録について、私が読んだ範囲内ではダブルしている部分があるような気がするのですが、細かいことなんですが、まずA登録は、親の就労要件を外して、だれでも申し込めるようにしたと。そしてB登録のほうは、従来どおり親の就労要件が必要だったり、小学校1年生から3年生ということなんですね。そして時間も、A登録のほうはチャイムが鳴るまでというふうに考えてあるようですが、A登録に延長制度があったり、そして、それに親のお迎えが必要であるとか、じゃ、そういう人は私はB登録にすればいいんじゃないかと思うんですが、なぜそこでA登録に例外を設けていかなければならないのか、A登録、B登録のすみ分けがよくわかりません。ちょっと混乱があるんじゃないかなと思います。就労要件を外したということは、すべての子どもたちに対して、それを提供しようとしているにもかかわらず、延長が必要である子どもがそこに入ってきちゃうという意味がわからないんです。ちょっとうまく言えないんですが、A登録、B登録の考え方が整理されていないのではないかと思いますので、そこをお願いいたします。

それから、それにかぶるんですが、A登録というのは、小学校での遊びが必要な、きっずクラブの活動に参加したいすべての子に対して開かれているものなのに、年額3,000円プラス保険料の、まあ、免除措置はあると書いてあるんですけど、料金を取るわけですね。そうすると、私のつたない計算をしますと、既存で今、1,800人ぐらい申し込みがあるのかな、その人たちから、免除措置もあるとしたら、大体年額で500万ぐら

いのお金を集めることになると思うんですが、そのような免除措置をしたり、その判定をしたり、年額3,000円なりを集めるという、そのお金よりも、皆様の区の手間のほうが余計お金がかかっているのじゃないかと思うんです。すべての人に開いていくのだったら、無料でA登録のほうはやったらいかがかと思うんですが、これに料金を取る理由を教えてください。

それから、このデータの読み方が、ちょっと私は難しく、このサービスを必要としているA登録プラスB登録で、必要としているすべての人たちがこのサービスを受けているのかどうかということが読み切れませんでした。そして、アンケートがあったので、アンケートの中で、利用したい、利用したくないというところは読んだんですが、利用したくない理由が調査されていませんでした。それについて調査したことがあるのか、何が問題で利用したくない、しない人が出てくるのかというあたりをお調べでしたら教えていただきたいです。

最後に、本当にこのシステムはいいと思うんですが、現状のままこれを進めて、平成31年までいくと、かなり膨大なお金がかかるのではないかと思います。というのは、先日、最初の回のご説明で、区税の収入は頭打ちであるのにもかかわらず、この年齢層を持つご家族の区民の方がどんどん増えていると。ということは、私たちのお金は限りがあるわけですから、ここに同じように支出をしていくということは難しいのではないかと私は思っておりまして、それについてどのように見通しをつけていらっしゃるのかについて教えていただきたいと思います。

とりあえず、きつずクラブのほうだけでよろしいですか。

班長 それでは、今5つほどご質問いただきましたので、お答えください。

関係職員 大きく5点ご質問いただいたと思いますが、最初の質問で、きつずを展開していくに際して、長期的に学童クラブはどうなっていくのかということでございます。

まず、放課後こどもプラン、21年度に江東区のほうで作成したプランにも明記いたしましたが、待機児童を発生させない。ことしもきつずを展開したおかげで、待機児は当初ゼロということで連続しておりますので、そのために、当面は、必要な学童クラブについては引き続き運営していくという大方針がございます。一方で、先ほどあったんですけれども、地域事情によって、集合住宅なり、年齢構成の変化等で、非常に集団活動が難しくなったクラブ等は休止をしている。2クラブですけれども、そういう状況がございます。

2点目でございますけれども、A登録は延長がある。どうしてかということですがけれど



も、就労要件はないんですが、いろいろな家庭の事情等もございますし、ライフスタイルも多様化しているので、5時までというのはやはり短いということもございまして、事前にいろいろな調査をしたところもありますので、実際は5時でかなり帰っているお子さんが多いんですけれども、そこは柔軟に対応できる仕組みということで5時半まで延長を認めてA登録の制度をつくってスタートしたということでございます。これも、またいろいろなご意見とか利用状況を伺って進めていきたいと考えております。

A登録の利用料金3,000円、保険料は別なんですけれども、これの理由ということでございますけれども、実際にA登録については、おやつはないんですが、人件費、いろいろなサービスをやっておりますし、きッズクラブの中では、交流ということでAB合同のいろいろなイベント、プログラム等も定期的にやっておりますので、そういった費用の一部負担ということで料金設定をしたものでございます。

4点目の利用したくない理由ということで、プラン等は資料には明記してなかった点があったということですが、きッズクラブについては、去年の4校について保護者の方からアンケートをとっておりますして、8割～9割程度の子どもからは楽しいという意見があったんですけれども、おもしろくないという理由は、友達がつくれぬとか、プログラムがあって、なかなか自由に遊びづらいというふうな意見もありました。これも参考として述べさせていただきます。

最後に、予算額がかなりアップしていくということで、去年の4校から11校にアップしたときに、前年比で1.5倍ぐらい上がったと思います。これから展開していくと事業費は当然上昇してくるんですけれども、あとは、先ほど申しましたが、学童クラブの適正な配置ということと、あわせて、国の補助制度も活用しておりますので、そういった交付金とか補助制度を活用しながら財政負担の軽減には努めていきたいと考えております。

回答は以上でございます。

班長 すみません。3番目の延長措置についてのところはお答えがなかったと思うんですが、よろしければ、委員のほうから質問の趣旨をもう一度、延長措置をとるという作業をすることによって、かえって人件費コストがかかっているんじゃないかと。それだったら、料金を取っているところも全面的にフリーにしちゃったほうが、かえってトータルコストとしては安い可能性もあるんじゃないかという、そういうご指摘に対してはどうですか。

関係職員 すみません。質問と回答がちょっと食い違っていました。減免の制度は

ありますが、現状では、やはり一部の例外的な対処策ということなので、当然一定の時間コストはかかりますが、それに忙殺されるということは少ないと考えてございます。

委員　でも、じゃあ、計算をしてみたことはないわけですよね。つまり、A登録を有料にするほうがコストがかかっているのではないかということで、検討した結果ではないわけですよね、今のお答えは。

関係職員　はい。それについてはしていません。また、検討材料かなと思っております。

委員　検討することは可能ですよね。

関係職員　今、ご意見をいただきましたので。はい。

委員　あと、ごめんさない。最後の財源のことですけど、私はよく理解できなかったんですが、このままどんどん膨らんでいって、見通しはどうなんですか。これは財政の方に聞くべきかもしれませんが。

関係職員　これは10カ年計画ということで、今の長期計画をつくったときに、10年間で全校実施という計画を立てたところです。長期計画ですので、いろいろな事業を10カ年でやるという前提で長期計画をつくっていますから、その中で一定の財政負担　これに限らず全部の事業ですけれども、それは一応計画の中では事業化可能だというような想定はしているということでご理解いただければと思います。私が答えるのもなんですけれども。

委員　ということは、財政が破綻した結果、学童クラブは全部廃止するとかいうことはないわけですね。

事務局　基本的には、前期5カ年の事業におきましては、今、ご説明申し上げたような形で、いわゆるソフト、ハード事業について、一定の形の財源的な担保はできていると思っております。しかしながら、当然この前提としては、やっぱり事業の見直し、今、説明がありましたけれども、例えば学童クラブの今後について言うならば、当然ながら見直しをしていかなければいけない。端的に言えば縮小していかなければいけないという形、最終的にはゼロという形になるんだというふうに思っております。また、委員のほうからお話があったように、利用者負担というのが非常に大きな　継続的に安定的にサービスを提供していく、ある意味では区民すべからくということではなくて、特定の区民の方にサービスを一定の形で提供していくものですから、それにかかるトータル的なコストに対する利用料というわけではございませんけれども、一定の受益者的な負担は必要なのかなと。

そういう中で、十分にそれで財源が確保できるかどうかという問題はありますけれども、この事業だけではなくて、教育、あるいはほかの事業を含めて事業の見直しなり、そういうものをする中で、事業的な担保をしていかなければいけないのかというふうに思っております。

委員 さっきのA登録を有料にすることでむしろコストがかかっているんじゃないですかというのは、頭の中で計算していらっしゃるんじゃないですか。費用を負担するとかいうことを私は言っているのではなくて、すべての子どもに居場所を提供する、みんなで見守るシステムをつくらうよということで、それがコンセプトなのに、もしかしたらですけども、年額3,000円といえども有料ならば申し込まないという家庭もあるかもしれないし、また、この費用を徴収するという事務は区にとって相当負担になってくるのではないかなと反対に考えるわけなんですけど、無料にする余地はないですか。

事務局 余地という話ですが、実際に、当然トータルコストを、事業費だけではなくて人件費 人件費も当然、特にその仕事だけに忙殺されているわけではございませんので、一人の職員がどれぐらいこの事業にかかわっているかということは当然あるかと思えます。そういう中で、今、いわゆる取らないということ、無料にするということと、正直言って比較はしておりません。多分、今後、事業費だけではなくて、人件費を含めて比較をしていかなければいけないというふうに思っております。そういう中で、場合によってはそういう人件費、あるいはそういうものを含めた形で利用料金の設定とか、そういうものも逆に言ったら考えていかなければいけないのかなというふうに、ちょっと回答になっているかどうかわかりませんが、そういうふうに考えるところでございます。

以上です。

委員 最初、リーダーのほうから、効果について少し言及しながらご説明をというふうにおっしゃってくださったと思うんですけど、私は個人的に区民として、この「げんきっず」はとてもいいと思うし、若いお母さんたちはこぞって申し込んでいるということも知っているんですが、その効果をもう少し、江東区の中ではどういうふうになっているということをおっしゃっていただければなと思います。私の知らないことも教えてください。

関係職員 効果ということで、当然、就労等で待機児になって預けられないという状況が発生しないということが目的なので、来年度以降も学童クラブの需要の多い地域とか、地域の要望が高いところを中心に、毎年5校ペースで展開をしていきたいと考えています。これは引き続き大きな目標になっています。

あとは特色あるプログラムということで、教育委員会のほうでやっている事業でございますので、この放課後プラン自体はもともとは学童クラブ、厚生労働省の児童保育のほうと文科省の放課後教室、それが連携一体化してやっている事業ということですので、プログラムも特色のあるプログラムで、教育委員会のほうでは「知・徳・体」と申しますけれども、そういったものをクラブ独自に地域性も考えて取り組んでいく。スポーツであったりとか、語学であったりとか、あるいはいろいろな学習ソフトとか、そういったものを活用する。あるいは先ほど申しましたようにA B交流ということで、日にちを決めてみんなが参加できるような事業ということにも取り組んで、いろいろ試行しながら進んでいるところでございます。

あと、効果というところでは、A登録では放課後教室、よりフリーな制度なので、そちらのほうを展開していくことで、実際に利用頻度、B登録までいかない方というのは、仕事があってもAに登録するとか、そういった全体的な効果はありますので、学童クラブとB登録の登録者数は、おおよそ2,800人ぐらいで横ばいという状況になっております。

あとは、やはり学校内で運営しますので、お子さんの移動とか、そういったものは基本的には伴いませんので、安心して同じ場所で放課後も活動できるということは大きなメリットかなと考えてございます。

班長　引き続きご質問いただきますが、冒頭申しましたように、効果というのは、その趣旨の説明をいただいているんですけど、実際に子どもが被害者になるような事案が、これこれは減ったとか、そういう効果についてのご説明をいただきたいということなんですが、委員、引き続きお願いします。

委員　私の質問は大きく2点なんですけれども、先ほど委員の質問の中にもあったことをもう一度ちょっと確認させてください。

私が今見ているのは江東区版放課後子どもプランという、これなんですけれども、先ほど委員の質問があったのは、52ページにある「げんきっず」を利用してないという方のお話だったのでしょうか。

関係職員　そうです。

委員　実はこのアンケート、私もちょっと気になって見ていたんですが、回答が、何かおもしろくないとか、つまらないとかってということなんじゃないかという回答だったんですけど、実はその回答、これは、この本でいくと40ページに、「げんきっず」についてというのがあるんですが、対象が違うんですね。利用しない、今後利用しないというの

が53.6%あるというのは、実は前のページにあるんですが、住民基本台帳より無作為に抽出した児童の保護者なんです、この回答は。で、おもしろくない、つまらないと答えているのは、これは「げんきっず」の児童、実際に参加している子どもたちの意見なんです。ここに大きな食い違いがあるのかなと私は思うんですけど、保護者たちは、今後利用しないと53.6%答えているという。子どもたちはどういう気持ちでいるのかわからないんですけども、参加している子どもたちは、ほとんどの人たちが楽しいと答えている。つまらない、おもしろくないというのは、足しても10%に満たない人たちなんです。保護者のほうが、今後も利用しないであろうというのが半数以上ある。

だから、せっかくあるシステムを利用しないと。してみたいという人が44.8%ですから、利用しないとというふうに思っている方が半分以上いることに関して、その後の理由の調査とかがなされていないのではないかなということ。それから、効果ということを見るとどうなのかなというふうな気がしますので、してないのであればしないでいいんですけども、この辺の数字をどのように予測するかということをもまず1つお答えいただきたいと思います。

2点目なんです、「こどもの安全を確保する地域環境の創出」というところで、こども110番の家事業だとか、安全誘導員とかというお話がありましたけど、安全誘導員というのはどういう人なのかということと、それから、こども110番の家というのは、多分、ステッカーが張ってあって、飛び込みで何かあったら受け入れるよということだと思わんですけども、実際数がどれくらいあって、過去にそういう安全誘導員によって、もしくはこども110番の家事業があることによって何か効果があったのかという、こういう事業を施行する意味とか、効果とかというのがあったら教えていただきたいです。

もう1点、協力が得にくい状況が発生しているということに関しては、どういう理由が考えられて、区のほうでどのように工夫しているのかということですね。必要がないもの、意味のないものに対しては協力したい人は少ないんですよ。何か意味があって理解が得られているものであれば、協力してくださる方はあるのではないかなというふうに思いますので、以上3点、大きくは2点ですが、お願いいたします。

関係職員 最初に2番目のご質問で、その後のアンケートということでございますけれども、1つは、先ほど申しましたけれども、4つのきっずクラブの保護者の方に去年アンケートしておりまして、それについて、利用している方なんです、要望点と改善点は

があるかということを知っています。これを今、ちょっと口頭で申し上げますけれども、今後必要と思われるものということを見ていくと、いわゆるプログラムの内容ということで、体力向上のプログラムがもう少し欲しい、あるいは行事、イベントの増加、あとはしつけといいますか、いろいろなルールをもう少し徹底させてほしいということが3番目、もう一つは学力が向上できるようなプログラム、こういったものも入れてほしいというような、これは保護者からの要望点でございます。

1番目の放課後プランを利用しない理由ということですが、これは「げんきっず」なので、放課後教室になっているんですが、この利用については、この段階では「げんきっず」だけ、つまり、10校しかやっておりませんので、今後展開していくんですけども、物理的に変えられるかということがございますし、10年で全校展開していくにしても、こちらの情報不足という面もあるかもしれませんが、そういった面ではまだ利用を考えてないという方が多かったのかなとは考えています。

関係職員 児童交通安全誘導員についてでございますけれども、これは、昔は緑のおばさんというような、交差点等で児童が道を横断するときに誘導していたんですが、あれが職員から委託という形に変わまして、今、シルバー人材センターにお願いをして、1校平均2人で、危険箇所等、あるいは児童数等に応じて、一番多い学校だと6人出て子どもの交通安全のための誘導を行っている事業でございます。平成5年ごろに一度、児童の交通事故死亡という痛ましい事件があったんですけども、シルバー人材センターに委託して交通安全業務が始まったのは平成10年度からでございますが、そういった大事故は起きておりません。

関係職員 こども110番事業に関するご質問でございます。まず数につきましては、平成22年度末現在3,224カ所でございます。過去に子どもが飛び込んだ、避難した例があるかどうかというご質問ですが、平成21年に青少年センターに小学生が駆け込んだケースが1件ございます。なお、この件数につきましては、件数がないのほうがいいということもございますので、現にあってはならない取り組みかなという気はいたしますが、過去の実績ということでのご質問ですと、そういうお答えになります。

効果につきましては、ステッカーが張ってあるということの抑止効果もあると思います。それを張っていただいていることによる地域の方々の防犯に関する意識も、これによって意識の啓発にもなるかと思えます。

建造物の構造上、オートロック型マンションの場合は、逆に危険なことにもなりますの

で、個人の1軒屋の自宅及び商店が主な場所でございます。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。3点目の質問は、私もこども110番の家というのは必要だし、あのステッカーがあることはすごく重要であると。それから、駆け込むようなことがあってはならないと、そう思っているんですが、3番目の質問は、なぜ少なくなったかではなくて、少なくなった状況の中で協力を得ていただくような工夫はできているのでしょうかという質問だったんですが。

関係職員 こども110番の家につきましては、平成17年度からスタートした事業でございます。推移を申し上げますと、平成17年度が2,789カ所でございます。年に1回更新手続を行っておりまして、更新手続の中では、当然取り消しの申し出もございません。同時に私どものほうでは新規開拓に励んでおりますので、件数を減らすための地道の努力を重ねているところでございまして、平成22年度末現在で3,224カ所となっております。

以上でございます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 今回のこども110番の家事業のことなんですけど、私は江東区に住んでおりまして、この事業のことを読んだときに、家の近所をずっと歩きまして、どこかステッカーが張ってあるかしらと思ったら、私の家の近所にはほとんど張ってありませんでした。町会の事務のおばさんに聞いたら、「何か前にさあ」とか言って、「区のほうから来たのよ。だから、そのときの役員さんに頼んだんだけど、それっきり何もしてこないから、みんな張っちゃったけど、その後忘れちゃったかしらね」みたいなことを言われまして、えっ、それなのに166万円のこの予算は、じゃ、一体何に使われているのだろうかということで、ちょっと細かいことを言うようでございますが、何に使われているのでしょうか。

それと、ステッカーが張ってあることについて、ステッカーの周知というか、それはどのような方法でなされ、町会のおばさんが言うように、あるとき町会を通じて配付されただけなのでございませうか。それとも、その後、どういう経路でそういう理解を区民に対して求めてきたのでございませうか。

関係職員 まず、費用につきましては、このステッカーの印刷及びステッカーをご自宅にお送りする際には、マニュアルも一緒につけております。また、こういった地図も作成しておりますので、これらを周知いたしまして、取り組みの趣旨を説明させていただいて

いるところであります。

あと、見ないという部分につきましては、確かに地域差はあるかという気はいたしております。私も歩きながら見ていますが、確かにないところもある。しかしながら、確かに張ってある箇所もございますので、その辺は地域差というのはどうしても生じてしまうのかなという気はいたします。

ちなみに例えば私どもの係のほうには、協力したいんだけどという電話をいただいております。ちなみにきょう、森下の自治会のほうから……。

委員 それは私が質問したからです。(笑)

関係職員 森下の自治会のほうからお電話がございました。それで、本日、職員のほうから、発送させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員 私が質問したおばさんです。

委員 迅速な対応でよかったと思いますけれども、周知徹底というのはどこの周知徹底でしょうか。子どもたちが、何かそういうのがあって、そこに行けば何とかなるよというのをしっかり理解できるようになっているのでしょうか。

あともう1件、子どもたちのお父さん、お母さんが、子どもたちに何かあったときに、そういうところがあるから逃げなさいねということが周知されているかどうかということも、効果ということを含めて大事なのかな。治安は多分いいから、そういうことはあまり起きてないのかもしれませんがね。それから、地域というのは、子どもたちの通学経路でなければ、あんまりなくてもいいところなのかもしれない。だから、それは偏りがあってもいいかと思うんですけどね。その辺のところだけちょっと教えてください。

関係職員 まず周知につきましては、江東区報に掲載をして、ご協力をお願いしますということで、先月、区報にも載せたところです。それで問い合わせ等が入っているという経過もございます。また、町会・自治会、また青少年対策地区対策委員会というのがございまして、これは、青少年の健全育成のために、区内9カ所の地区に分かれておりまして、そちらに直接お願いをしているところであります。

関係職員 今、申し上げました地区対策委員会の構成メンバーは、各学校の生徒指導の先生方にも入っていただいております。そして各学校の中で子どもたちに対して、こういうステッカーが張ってあるからということで、何かあればそうしたところへ逃げ込むよというということも指導をしていただいているところでございます。



また、保護者に対する周知でございますが、これは町会・自治会を通じて、江東区として子どもたちが安全に登下校できる、あるいは公共施設等へ通える、そうした安全な環境を地域として見守っているということも、事業の意味を、これは繰り返し繰り返し各地域の中でお話をさせていただいているところでございます。ただ、その効果が目に見えてどうなんだということになると、なかなか我々が思っているように数が上がっていないというところはあるかと思えます。

委員 誘導員さんのこと、交通安全事業のことなんですけど、先ほどのご説明でシルバー人材センターへの委託で、1校2人で、最多で6人ということだったんですが、当然小学校だけでしょうから、区内に45校でしょうか。それなのに、この児童安全事業は1億7,300万円の予算がついているんですが、これはほとんど人件費ですか。相当高額の人件費を払っているように私には読めてしまうんですが、ほかにも費用がかかっているんでしょうか。

関係職員 委託している経費のみでございます。一応単価が、朝が2時間ということで1,908円、下校時ですと4時間、学年によって幅がありますので、それで4,240円で、年間230日、全部で111人という計算でやっております。

委員 ちなみに江東区役所における臨時職員の最低賃金、時間単価は幾らですか。

事務局 930円です。

委員 930円ですか。それと今の数字というのは比較していただくとどうなんでしょう。

関係職員 ちょっと高いぐらいですか。2時間で1,908円ですから、930円だったら1,860円だから、単価にちょっと交通費を足したような時間単価で契約をしているということになります。

委員 わかりました。

委員 端的にお聞きする部分が幾つか最初にありますので、教えてください。

「江東きッズクラブ」は民間委託による運営も行っているがと書いてあるんですが、「運営も行っている」というのは、民間委託ではないものもあるんですか。

関係職員 はい。あります。民間が6で、公営が5です。全体で11です。

委員 民間委託を行わないところの理由は何ですか。

関係職員 もともと学童クラブが直でやっていたところ、あるいは「げんきッズ」を区でやっていたところ、そういったところそのまま移行しているというのが基本です。

委員 いや、どういうところが民間委託になってないかという説明ではなく、それは民間委託にしていくという方針はないんですか。あるんですか。

関係職員 今のところ、まず、当然職員も必要数充実しておりますので、当面は移行をしながら考えたいと思います。職員については職員のまま、あとは学童クラブも兼ねますけれども、全体的な運営のあり方はまた検討していきたい、検討材料かなと考えております。

委員 「江東きっずクラブ」という1つの事業でしょう。1つの事業の中で、これは民間委託による運営ができるということが既に実証されているわけでしょう。にもかかわらず、その方針でまだ民間委託になってないところがあることはけしからんと、今直ちには言いませんけど、既にそれがやれるということが実証されているんだから、その方針を持っていないということが解せないんですけれども、もし職員さんがそこにいるからということで、職員の保護のために「江東きっずクラブ」の民間委託を阻んでいるということなんでしょうか。

関係職員 いいえ、そういうことではなくて、まず、今まで長い間学童クラブを公営でやってきているところもありますし、「げんきっず」は17年度から入っていくんですけども、やはり学校との信頼関係の中で区がやっている事業で、一定の成果は当然上げておりますし、利用者は毎年入れかわっていますけれども、一定の評価というか、効果もありますので、当面は、公営のところは公営でいくということと、あるいは当然、新しくやっていくところもありますので、そういったところは当然民営化で新しい事業をやっていくというふうに考えています。

委員 すみません。しつこいようですけども、「江東きっずクラブ」という事業に統合したんですよね。統合したその事業の執行スタイルは、民間委託でできることがわかったんですよね。で、既にやっているんですよね。じゃ、あとの選択肢は2つで、民間委託がうまくいってないので、すべて直営でやっていくほうが良いと判断するのか、結局、経済性の問題ですよ。あくまでも民間委託でやれるということが立証されたので、公営部分も民間委託でやっていくと。そのほうが良いということがわかったので、経済的にですよ。そのいずれかの判断なり方向性というのは必要だと思うんですけど、それはどうなんでしょうか。

関係職員 きっずクラブを含めた全体的な事業の検証ということで、プランにも明記したんですけども、1つは、外部に街の方とか、地域団体の方とかを入れて推進委員会と

いうのをつくっています。この中で、きっずクラブを中心とした事業の実績は、当然、そういった費用対効果等もあると思いますから、そういったことも検証していきながら考えていきたいとは思っています。

委員　しつこいんですけど、経済性から見たときにどうだとかということについて方針を持つべきじゃないかということです。経済性以外の要素というのは浪花節の話ですから、浪花節の話があることを全否定はしませんけど、経済性においてまずどうなのかと、どっちのほうにメリットがあるのかということをお互いに共有しないままに浪花節の議論をしても一向に進まないで、現状維持というふうになりがちというのは人の世の常ですから。ですから、経済性の観点でどうなのかということをお尋ねしているんです。その検証はなさっているのでしょうか。

関係職員　経済性という意味で言えば、それは民営のほうにすぐれているだろうということは、この事業に限らず、いろいろな児童福祉にせよ、そういったことはあります。それで、それをどう展開していくかという話が、今いる職員をというお話はありますけれども、これはやっぱり区全体の中にある職員を、特にこの部分で言えば「きっずクラブ」、「げんきっず」、学童クラブ、児童館というのが我々の所管の中で展開していますけれども、それを首切ってまでというのはなかなかできないということは1つご理解いただきたいと思えます。

ですから、方針としては、今やっているのは退職不補充という形の中で、あるいは新規施設は民営化　退職して、要するに人が足りなくなったときといいますか、あいた部分については民営化というような方針で、いろいろな施設がありますけど、大体そういう方針でやっているところです。我々の児童館なり、きっずクラブなりということも大体そういう方針で今後もやっていくということは考えるところでございます。

委員　首にしてやってくださいということを申し上げているつもりはないんですけど、ですから、先ほど職員の保護が理由ですかとお聞きしたら、そうじゃないとおっしゃるので、でも、今、それが理由だとおっしゃるので、見解の違いがあることが納得できないということです。じゃ、直営でやっているところにかかわっていらっしゃる正規職員さんは何人いらっしゃるんですか。ついでにいうと、その方々の退職を待てば、何年後にその方々は全員いらっしゃるようになりますか。いや、つまり、そういう計算をした上での話かということなんですよ。

私、自己紹介がおくれましたが、私は、役人をおつかってやっております、給食調理場を

全部民間委託しまして、26人の給食調理員、これは技能労務職ですけれども、全部事務職に任用がえしました。もちろんご本人の希望で退職された方も数人いらっしゃいます。市役所に残りたいという者はすべて任用がえして、パソコンを覚えるという形でやって、退職者不補充、あるいは新規採用抑制というところで、有効に人材を使うということで、決して首を切るなどということはずに、給食調理場26名分の業務を委託しました。当然、それは一時的にコストがかかったんです、人件費プラス委託料ですから。でも、それが15年、20年先から膨らんでいく、累積されていくメリットというものを考えると、30年間で計算すれば、数十億の単位でメリットがあるということをご理解いただいて、議会でも了解をいただいたという経緯があるんですね。そういうことを想定しながら言っているんですけど、それを計算されているかどうかなんですよ。あるいは先ほど、民間でやったほうが安いに決まっている的なことをおっしゃったんですけど、本当にそうなんですか。計算はしてないのに、安いに決まっているかどうか分からない。

関係職員　すみません。回答がおくれました。きッズクラブを今、区の直営でやっているところの正規職員は15人です。あとは非常勤とか、再任用制度とかありますので、そういった者を使ったり、あとは臨時職員を入れながらやっているところであります。

委員　江東区の一般行政職の方は全部で何人いらっしゃるんですか。

関係職員　2,800人です。

班長　2,800人のうち15人でしょう。コントロールの範囲内ではないのかなというふうにも思うんですが、非常勤の方や臨時職員の方というのは、まさしく非常勤であるし臨時職員である。正規の方が15名というのは、母数からすればコントロール可能な範囲ではないかと思うんですが、それが理由の1つであることは認めますけど、それが最大の理由であって、なかなかそうもいかないんだよというのは、本当でしょうか。

関係職員　繰り返しなんですけど、要するに今の15人というのは指導的立場ということで、役割的には主任になったりとか、リーダー的な指導員ということで今、運営しています。あとは、もう少し臨時的な雇用の職員を入れております。理由としては、一定程度こういった体制の中で、学校といろいろ連携協力しながらやっている施設と、あとは保護者と利用者の方も一定の評価があるということで、当然いろいろな要望等があって、改善しながらやっているんですけど、そういうことも1つあります。あとコストの面については、区の職員の人件費、どういう職層の人がいて、幾らで何年やっているかというのがありますので、それと比べれば、民間委託のほうが費用的には下回っているというのは当然あり

ます。平均ですけれども、民間のほうは約3,600万、全部人件費も入った委託費です。直営のほうは平均で5,500万という状況です。

委員 金額の差というのはかなり大きいということもありますし、効果という意味と勘案してならば、その効果についてはかかるということがなされてないといけない。基本的には同じ事業を2つのやり方でやっている。しかも、それを民間事業としてやるということと直営でやるというのが併存している状況ということが果たしていいのかという根本的な問題について解決する必要があると思いました。

委託料の増加も課題だということなんですけど、この要因は何ですか。

関係職員 これは当然、地域にきつずクラブを展開していく。もともと学童ないし「げんきっず」がないところを含めますので、そうすると、新しく設置するところについては、A Bそれぞれの経費は当然、委託料として増えていくということになります。サービスを拡大していることの原因もあります。

委員 そういう意味では誤解を招くと思うんですね。委託料の増加というと、単価的な増加があるということをやっと感じたので聞いたんですけど、サービスが増えて、そのサービスの事業費が増大しているということです。民営になるから委託料が増加するという圧力を与えているというふうな理解じゃないですか。あくまで事業量が増えて事業費が増えているという当然の現象ですね。

関係職員 そうです。事業のサービスや箇所数が拡大しているので、それに見合った事業費の増加ということでございます。

委員 なぜそれが課題なんですか。事業量を増やそうと思って増やして、それに伴って事業費が増えている。このことがなぜ課題なんですか。

関係職員 課題というのは、サービスを拡大しなければ当然同じ水準なんですけれども、それが、先ほどご質問いただいた中で、全部を展開していくときに、区の計画的な事業に組み込まれているという認識ではあるんですけども、当然一定の額が増えていきますので、そういったことの提言というか、いろいろご指摘いただいたことを含めて、課題の1つとしてはとらえているという認識でございます。

委員 私は、決して増やすとか、むやみに増やすのは意味がないとか、そういうことを言っているつもりはないんですけど、もしそういう認識であれば、課題は、事業費が増加していることが課題なのではなくて、財源調達が課題であったり、どこまで箇所数を増やすかということについての下方修正が課題であったり、あるいは統合して効率化すると

ということが課題として認識されるべきだと思うんですけど、当たってないでしょうか。

関係職員 はい。そういった点を総合的にとらえて、事業費としては増えているんですけども、要因としては、当然、委員のおっしゃるようなことがそれぞれの原因として考えられます。

委員 以上が端的にというところなんですけど、ちょっと大きなお話をします。

最初に、次長のほうで、この目的が徹頭徹尾、安心安全じゃない、防犯から問題行動、非行、そういったことが挙げられて、まさしく安心安全のために従来のいわば預かるというスタイルであった学童クラブと、それから、預かるという措置を必要としない子どもたちの居場所を確保するというものと、それをあわせてこういう事業を構成したという理解をしたんですが、しかし、先ほどのお話では、大目的は待機ゼロであると。待機ゼロであるというのは、就労証明がある人たちについての待機ゼロでしょう。違いますか。

関係職員 そうです。全体的に当然、学童クラブの待機児の発生は望ましくないので、全体には子どもたちの、こういう社会状況の中で、安全で安心して過ごせる場所を提供していくというのを目的として考えています。

委員 当然と言われてはいますが、でも、先ほど、効果は何かというお話の中にも、安全安心は、いろいろ幾つか挙げていただいたもののうち、最後に、これは学校に置いてあるものだから、移動などの心配もないので安全安心だと。つまり、ワン・ノブ・ゼムとしての安全安心を語られたというふうにお聞きしたつもりです。どうも効果という面について、安全安心なのか、就労支援なのか、よくわからないんです。結局、A Bという形で形式的には1つの事業にしているように見えるけれども、A登録、B登録という形で依然として2つの事業が並行しているというふうに見えてならないんです。それが委員がご指摘になっている部分であったりもすると思うんです。いいとか悪いとか言っているんじゃないくて、じゃ、この事業、この施策をどう評価しますかというときに、安全安心ということが目的であれば、いかに安全になったか、いかに安心ができるようになったかということを実証しないと、税金を使った効果として説明できませんよね。

それに対して、いつの間にか待機はゼロでしたということを言われても、そもそも待機児ゼロを目的にしているというふうには伺ってないわけですよ。安全安心だと伺っているわけです。だから、待機がゼロということよりも、安全安心だったら、まあ、それは経済性の問題があるので、受益者負担をゼロにしろということではないですけども、とにかくたくさん子ども、ほとんどの子どもがここに来ていると。それは家に親がいようとい

まいと来ているという状況をつくり出すべくどう工夫するかといったことが政策課題になってくると思うんですけど、どうでしょうか。

関係職員 すみません。その辺がちょっと整理されてない答弁で申しわけありません。効果という面で、数字的なもののデータを先にお示ししなかったんですけども、結局、きっずのB登録と、もともとの学童を比べた登録者というのは、ほとんど横ばいで推移しているんです。きっずをやったおかげでA登録、もともとの「げんきっず」と新しい放課後クラブに登録している児童が非常に多くて、要はA登録の利用者というのは、4月1日の登録もあるんですけど、その後に、学校の状況とか、保護者に聞いたりして、現在もそうなんですけれども、登録者が非常に増えていて、もともと学校をシェアしてやっていく事業なんですけれども、そういった面では、子どもたちの居場所を確実に確保しているというふうには考えております。

委員 それは社会的な効果があることは認めています。じゃなくて、この事業がどういう指標によって強化されるべき施策なのかということが判然としないということを言っているんですよ。つまり、学童クラブが就業証明を必要とするんだというのは、これは端的に就労支援じゃないですか、親が働くために預かってあげるという。これは安全安心というのは当たり前の話ですよ。お預かりする限りは安全で安心できるものでなくてはならない、こんなことは当たり前。安全安心のためにやっていることじゃないですよ。安全安心な環境をつくらなければいけないのは、預かる上での前提の問題でしょう。ところが、この施策は、健全で安全な社会環境づくりであって、就労支援を一義的に目的とするものではないはずなんです。 「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場が確保」できるということが重要だから、就労証明の有無にかかわらず預かるということをセットして、新しい事業に統合しているわけですよ。統合した限りにおいて、どういうことがなされて効果が出れば、この施策は評価されてしかるべきというふうにお考えなのかが伝わってこないんです。わかりますか。わからないと言っている意味がわかっていただければいいんですけど。

関係職員 数的な面ではA登録を非常に多くいただいております……。

委員 その数字は結構です。当然、そういう意味で広がってきているというのはいいんですけども、だったら、何でA登録、B登録ということを依然としてやっている理由は何でしょうかということがわからなかったりという……、いや、行く行くはA登録、B登録はなくしていくんだという方針をお持ちであるとか、これは委員が最初におっしゃった将

来の方向性なんですよ。

関係職員 はい。その辺につきましては、現時点では当然、要件が厳しいB登録は学童クラブ事業としてやっぱり維持していくと。ただ、A登録、もう少しフリーな制度については、やはり子どもたちの放課後の場づくりというのが求められていますので、それは、現段階では各学校に展開していきたいと考えています。

委員 銀行の合併みたいで、もともとこういう施策をとったA銀行と、こういう施策をとったB銀行が合併したんだけど、こっちではこの施設が使えるけれども、こっちでは使えないみたいな、こっちはカルチャーとして、もとA銀行だから、フリーでどんどんやれるんだけど、B銀行はその辺が手厚いから、全然効率化できないとかという、結局、A Bの問題だとか、目的の問題だとかがちゃんと統合する方向に向かってないから、民間委託でやっていたり、直営でやっていたりというのが現状維持で残っているというような実態があるのではないかと。それだったら施策として1つにまとめた意味がないし、事業を統合している意味がないという批判は、ある意味妥当でしょうか。

関係職員 ちょっと回答になるかどうかあれなんですけど、きつが去年、4校展開して、こっちは7校、11校ということで、まだ全体の学校の4分の1程度ということがありますので、あとは利用の状況とか、当然、費用負担もありますけど、ご意見をいろいろ伺いながら改善していくことが使命だと感じています。まずは1年間今終わった段階で、施設については、利用者さんから民営も公営も含めたご意見をいただいていますけれども、今年度、7校の新規も含めて、それについてはまた利用者のご意見を伺う、あるいは課題についてはもう一回検証していきたいと考えています。

委員 せっかく統合した事業ですから、統合の方針をもっと明確にされることを期待します。

こども110番の家ですけども、110番の皆さんは、登下校時間に、家にいる人はできるだけ家の前に立ってくださいとか、そういうことはお願いしてあるんですか。私の知るところでは、犬の散歩はできるだけ登下校時間に合わせてやってくださいと市民へのお願いをしている自治体もあるんですよ。

関係職員 こちらがシールを張っている方にお配りしているマニュアル等ございまして、その中では、その趣旨等を含めまして活動内容というところに書いてありますけれども、日常の活動としては、子どもたちに声をかけるとか、そういった取り組みをしてくださいというようなことは書いてありますが、登下校時に玄関の前に立ってくださいとい



うような表現は特にはしておりません。

委員 その表現はとにかく、先ほど委員が、効果あるいは実態とおっしゃったのはそこだと僕は思っていて、じゃあ、子どもたちは自分の通学路の110番の家のおじさんやおばさん、おじいちゃん、おばあちゃんの顔はご存じなんですか。日常的に交流がある、あるいは日常じゃなくてもいいけど、その人たちと会話をするチャンスなどというのは110番のステッカーを張ってある家にはいつでも飛び込んでいいんだよということ子どもたちに周知していると先ほど言われましたけど、顔も知らないところへ飛び込めと言われても、結構難しいと思うんですけど、顔見知りになるチャンスというのは、事業の中で工夫してやってらっしゃるんですか。

関係職員 確かに子どもとステッカーを張ってある家庭の方の顔等の認識というところまでは至ってはいないとは思いますが。そうではありますけど、一応PTAもこの活動には加わっていただいておりますので、PTAが子どもを連れてあいさつ回りをしていただいております。先ほどお見せしました地図を配りながら、学校にも当然協力をいただいているところでもありますので、子どもへの指導を各学校に依頼しているところでもあります。

委員 そういうことは実態化していくことが、間接的にですけれども、効果ということなんだと思いますので、幾つか質問しました。

それから、子どもを守ることばかり書いてあるんですけど、5年前から現在まで、あるいは今後5年間の予測の中で、保護司の話とか、背景に関する文字数からいうとかなりたくさんあって、子どもの支援を推進することに関する記述もあって、大半はそれが占めているわけですが、子ども自身が非行を行う犯罪者になる。このことに対する施策内容が一切ないんですけど、それは大丈夫ですか。背景には、子どもが非行に走ること、あるいは非行少年を更生させることが必要になってきているとか、保護司がそれをやらなければいけなくなったとか書いてあるんですけど、それとかかわる施策あるいは事業がこの中には見受けられないんですけど、それはきつクラブで預かっていけば安心という、そういう理解ですか。

関係職員 施策シートの記述の部分ですけれども、今おっしゃった保護司等の記述が確かに施策12のシートにも盛ってありますけれども、どちらかというと施策13のほうにウエートが高い文章かと思います。そこは施策13で、実際のその文章の理解としましては、12というより、どちらかというと13のウエートのほうが大きいというふうにご了解をいただければと思います。

委員 本当にそれでいいですか。つまり、「江東きっずクラブ」に来てさえいれば、ゲームばかりもしてないし、コミュニケーションもあるから、健全な育ち方をできる可能性が高まるだろうと。だから、仮にちょっとよたっとしている子どもも「江東きっずクラブ」に来てくれば更生の一助はなすと、そういう位置づけは一切ないんですか。

関係職員 放課後支援課の事業の中身として書いた、今、言われている文章のところは、どちらかという青少年課のほうの文書でありますので、施策13のほうに近い内容だと思しますので、そのように解釈いただければと思います。

委員 そうですか。じゃ、「江東きっずクラブ」は別に非行防止という意味合いは持ってないということですか。

関係職員 それは放課後支援課のほうからご回答いただきたいと思います。

関係職員 非行というよりも、児童館とかもそうなんですけれども、子どもたちの安全な居場所、あるいは職員も当然、いろいろなプログラムをやって見守ったりしていますし、あるいは、例えば不登校の子どもたちも、何年かするとそういうものは乗り越えるとか、きっずとは違うんですね。そういった役割を担っていることはあります。またはそれにどう対応するかということも今後考えます。

委員 そういうことで、コストのことはあるんですけど、多分、ちょっと危なっかしいなど。ぐれそうになってくるお子さんたちは、比較的そういうところには来ない子が多いと思いますので、漏れなく来てもらうとか、そういうことをやって、コストのことはありますが、できるだけ来てもらうようなことを考える余地はあるんじゃないかなと思います。

あとは13に関する事なので、さらに1つだけ、児童館ですが、児童館ないし子ども用の施設、子どもが利用者であることを前提とされている施設というのが、いろいろな種類があるような気がするんですけど、それらを整理統合して、それこそ「江東きっずクラブ」みたいに、1つの事業として構成して、その中で整理をしていこうといったような施設に関するお考えはありますか。最後です。

関係職員 児童館は今、江東区の場合は主に中学生までを利用者としていて、小学生を対象とするきっずクラブとは年齢区分、サービスの度合いもどうしても違ってくると考えています。ただ、いろいろな類似施設もありますし、例えば乳幼児の取り組みをもう少し強化するとか、中学生の居場所とか、プログラムをもう少し考えるとか、そういったことについては、またあり方を課としても検討していきたいと考えています。

班長 何かあれば。

委員 1つよろしいですか。今まで聞いていて、ちょっと気になってきたのは、私が質問させていただいたアンケートのところで、利用しないと、もしくは今後の改善点というところで追加のアンケートの中の保護者の回答にあった、体力とか、イベントとかというのではなく、しつけと、しつけとを言っていますよね。しつけとか学力の向上とかというのを親御さんが望んでいて、それに関して、区としてはどのような対応をするのでしょうか。

実は12も13も、一切親に関してのことが書かれてないんですね。子どもに集中しているんですけども、子どもだけでは育ちません。地域だけでは育ちません。親の教育というのは非常に重要で、特に小さい子どもたちに関しては、親に守られている、親は信頼できる人でないと健全にはならないと思うんです。安全かもしれないんだけど、その安全ということの考え方が、やっぱり今まで伺っていると、どうも学校の圏内にいて、帰るときも危ないから学校の圏内に置いておいて、夜、親御さんがいるところにとりあえず決まったルートで帰しちゃって、子どもたちの自主性だとか、行動範囲だとかみたいなものをちょっとおざなりにしてないかなという気もするんですね。

自主性みたいなもの、それから、自分で考えて自分の責任において行動できるというのが、これは13に入っていくと思うんですけども、子どもたちにとってとても重要なのに、何かその辺のところちょっと無視されていて、大人の社会の都合で施策として固められちゃっているのではないかなという気がしたんですけど、子どもの健全な育成ということに関しての基本的な考え方みたいなものがあったら、ちょっと教えてください。

関係職員 放課後教室とか、そういった事業ですと、児童館のほうでは、当然乳幼児、親子連れの父親等も含めた利用というのがありますので、そういった方向への講座とか、区内の保健所だったりとか、そういったところと連携をして、いろいろな講座をやったり、あるいはしつけになるかと思うんですけど、いろいろな子育ての相談とか、そういったものを地域の協力を得ながら進めているところがあります。いろいろな関係機関の協力を得ながら、そういった形で取り組みをまた強化していきたいと考えております。

委員 すみません。それとはちょっと違って、子育て支援と、それから、親の教育という、どういう子どもに育てたいかという部分とはちょっと違うような気がするんですね。子育ての悩みに答えるということではなくて、将来的にどういうふうな形で教育していくかということも含めて、支援ではなくて親の教育ということも大事かもしれないということ先ほど質問させていただいたんですけども、子どもを健全に育てていくという

ころの考え方に関しては、そういうところだけということでは受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

関係職員 教育委員会としては、12の施策には直接載ってないんですけども、例えば家庭教育学級という講座を設けて、親の教育といいますか、親としての教育のあり方をいろいろな面から側面的に支援していくというプログラムは用意してあります。

班長 話題は13になると思いますので、時間を配慮しまして、施策12のヒアリングは以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

続けて13のヒアリングを行います。席移動をお願いいたします。

(説明職員の席次がえ)

## (2) 施策13「地域の人材を活用した青少年の健全育成」

班長 よろしいでしょうか。それでは、引き続きまして、施策13「地域の人材を活用した青少年の健全育成」、先ほどの12と年齢区分が違いますが、健全育成というところで共通した施策になります。現状と課題及び今後の方向性についてのご説明をお願いいたします。

関係職員 それでは、施策13の「地域の人材を活用した青少年の健全育成」ということで、社会環境、それから、施策に関します国・都への要望の変化ということで申し上げますと、青少年の健全育成にとって、まず社会環境が良好なものであるということはだれしもが認めるところだろうと思いますが、そうした社会環境というものが年々むしろ悪くなってきているなというようなことを感じてございます。

江東区で申し上げますと、刑法犯で捕まった少年の数は年々減ってきてはいるんですけども、だからといって、子どもたちが犯罪に巻き込まれない環境がきちんとできているかという、そうではないというふうに理解をしております。また、青少年自身が抱えやす問題というのも、ニートあるいは引きこもり、平成11年に行いました東京都の調査をもとに推計いたしますと、江東区で760人程度という形での非行の数が推定されるわけですけども、そのほか就労問題、精神衛生など青少年自身が抱える問題は大部にわたってきているということで、これまでのように育成にかかわる団体あるいは機関が単一でそうした青少年の問題に対応するというのは非常に困難になってきているだろうと。こうしたことで国におきまして、青少年を総合的に支援する、そうした対策が必要だということで、青少年育成施策の大綱の改正、あるいは子ども育成支援推進法の制定、こうしたも

のが改善あるいは設定をされてきているところでございます。

江東区におきましても、こうしたことで国の流れを踏まえまして、社会全体で青少年問題に取り組むということで、これまでも地域の育成者あるいは育成団体との協働ということで事業を展開してきておりますけれども、その効果は十分に上がってきているかということ、その辺は非常に疑問符がつくところがあるというところでございます。区全体として見たときには、青少年に対するかかわりというのが適切な形で社会全体として行われているという状況にないということは言えるかと思えます。こうした状況が続くと、5年後はどうかということでございますけれども、社会とかかわりを持とうとしない若者が増えているということになりますと、ある意味、規範意識や社会性を身につけない若者がこのまま社会に出ていくということでございますので、そうした若者による問題行動が多発するおそれがあるというふうに私ども見ております。

では、こうしたことを踏まえて現状の施策はどうかということでございますけれども、私どもとしましては、健全育成にかかわります関係機関、団体との連携を強化した事業の展開、こうしたものを進めているところでございます。例えば成人式の運営、こうしたものにつきましても、江東区だけではなくて、青少年委員会、あるいは薬物乱用防止推進協議会、こうしたところの力もいただきながら進めているところでございます。成人式に関して言いますと、参加率は平成22年度で約67.9%ということでございます。21年度は65.3%でございますので、それなりに成人式に参加をしようという若者は増えてきているということが言えるかなと思っております。

さらに、そうした基本的な施策を樹立いたします青少年問題運営協議会、これは法律に基づきます区長の付属機関でございますけれども、これを年に2回開催し、そこで定めた方針に基づきまして、後ほどご説明させていただきますけれども、各地区にございます青少年対策地区委員会、こちらのほうでそれぞれの地区に合った活動を行ってきているところでございます。

また、青少年の育成・啓発事業ということで、先ほど保護司会ということも出てきましたけれども、保護司会は平成19年の法改正までは、いわゆる犯罪を犯した者に対します更生活動を行うというのがその仕事の主要な部分でございましたけれども、青少年の非行等の事前予防、あるいは啓発、こうしたものにまで活動を広げられていくという部分がございます。江東区としても、保護司会と協力をしながら、さまざまな啓発活動を支援しているところでございます。

大きな2番目といたしまして、青少年団体の育成、青少年指導者の養成というのがございます。青少年対策地区委員会、先ほど9地区と申し上げましたけれども、9地区で延べ522人の方々がこの活動に携わっているところでございます。あくまでもこれは地区委員会に委員として入られている方の人数でございます、実はその委員の方々を支える無数の方々がこの下にいるということでございます。

そして、青少年団体育成事業といたしまして、ジュニアリーダーの育成という事業がございます。これは地域での子ども会活動等、そうしたところのリーダーになっていただく子どもたちを育成しようということで始めているものでございますが、ただ、このジュニアリーダーの育成に関しましては、年々その参加者数が減ってきている状況でございます。また一方、そうしたジュニアリーダーを活用した子ども会連合会の活動に対しましては、こどもまつりやあるいは区民まつり、そうしたところで活動をしていただくということで、我々としてもご協力をいただいているところでございます。

最後に、青少年委員の活動というのがございまして、青少年委員につきましては、各小学校区を単位といたしまして、1名の委員を選出していただいております。この委員の方々につきましては、主として青少年の余暇指導という観点からその活動をお願いしているところでございます。そのほか江東区の青少年活動の拠点となっております施設といたしまして青少年センターがございます。ただ、青少年センターにつきましては、これまでの青少年センターは、若者たちがそこに来て時間を過ごすということだけでよとする部分がございましたけれども、時代とともに青少年が抱える問題が増えてきている。それに対して積極的にかかわっていく施設としてこれを機能させていく必要があるかと思っております。青少年センターのあり方、またその運営の仕方については検討が必要であると認識しているところでございます。

こうした事業につきましては、いずれも地域の育成団体、こうしたところの協力なしにはできないところでございまして、我々としては地域でこれまでの積み上げてきた実績、こうしたものをもとに、さらに展開をしていきたいというふうに考えてございます。これが今後の施策の方向性ということになってくるわけでございますけれども、さらに私どもとして、青少年課そのものが江東区のあらゆる青少年施策の調整を担えるような、そうして機能を持つようにしていかなければならないというふうに考えてございまして、やはりこうした点を踏まえた施策の展開も考えていかなければならないだろうと思っております。

甚だ簡単ですが、以上でございます

班長 ありがとうございます。それではどうぞ。

委員 青少年の健全育成のことは、これを私、参考に見させていただいたんですが、この43ページに青少年健全育成関係団体等一覧というのがあります。これが今ご説明いただいた問題協議会とか、地区委員会とかだと思んですが、よろしいんですね。それで、やっていらっしゃる事業もこの中にあったので見たんですが、さっき最後におっしゃいましたけど、青少年課のほうで主催者の意思を調整するとかというふうにおっしゃいましたけど、今、これを見る限り、全くそういうことはされているようには思えませんで、特に物すごくいろいろなことをやっているんだなということ、これを見ると思えます。

まず青少年対策地区委員会なんですけど、私の知っている限り、町会のおじさんやおばさんが入っているあれだなというふうに私は思うんですが、全然、何か申しわけないんですけど、趣旨と違うように意識を持たれていると思います。というのは「何かイベントやるんだよね、毎年、あれやるんだよね、あれ」みたいな感じで話されています、残念ながら。そして、この事業の内容も、さっき見ていたんですけど、17ページに親子団らんの機会を設けましょうと。これは青少年対策地区委員会の親子事業ということですが、でも、この中身を見ると、スポーツ会館や文化センターが何かやっていることとどこが違うんだろう。さっきおっしゃったような、青少年が健全に育つことができる地域社会を、楽しいことをやることによって創設しようとしているというふうは無理やり考えてもいいんですけど、何かちょっと目的とかみ合ってなくて、そして長いことやっている間に、目的がどこかへ行ってしまって、目的が明確化されていないので、何をやってもいい、予算があるところだというふうに思われているのではないかと思うんですが、違いましたら教えてください。

次に、イベントはいろいろやっているんですけども、ボランティア活動という視点が全然ないんですが、先ほどジュニアリーダーの人数が減少しているというふうにおっしゃいましたけど、ジュニアリーダーの育成として、ずっとサマーキャンプみたいなものを行っているのは区報で見えていましたが、キャンプに行くということと何か違うのかというあたりは理解されていないようでございました。参加させている親たちも、例えばこの間の災害のようなときに役に立つようなことを一人一人の子どもが身につけてほしいとか、そういうことができる青少年に育ててほしいとかいうことじゃなく、ただキャンプに行かせてみましたみたいな、だから、やっていることがずっと同じなので、それが毎年持ち上が

って、去年と同じことをやれば良いというふうになっているのではないのでしょうか、それとも違うのでしょうか。もし違っているんだったら教えていただきたいと思います。ちょっと散漫な言い方になったんですけど、この施策をすることによって、何かすばらくなっているというところが見えませんでした。

関係職員　まず、地区対策委員会という部分について、何をやっているんでしょうかというふうな、漠然としたイメージかというご質問でございましたが、まず、青少年対策地区委員会と申しますのは、かなり歴史は長く、昭和30年9月に地区活動組織の必要性が提示されたところから、昭和30年から始まっております。その間、いろいろ地区対策委員会につきましては、この長い歴史の中では、当然、あり方の見直しは行われております。ちなみに昭和36年7月にもあり方の見直しが行われたり、地区対策委員会そのものに関する活動内容につきましては、いろいろとご意見があろうかとは思いますが。

しかしながら、この青少年課という組織につきましては、平成20年度までは教育委員会にありました。当時は、教育委員会の生涯学習課の青少年係というところにありました。で、この地区対策委員会も含めて青少年の健全育成について、地域と一体となって取り組もうというところで平成21年度に組織改正がありまして、青少年課というのができました。青少年課ができて丸2年と正味2日ですか、というところに今至っているところであります。

街の方々の実感としましては、青少年課ができて、その地区対策委員会で活動されている、特に子どもはその役員の方々と接する機会が多いわけですが、地域との信頼関係については、組織改正後のこの2年あまりの間で、かなり地域との信頼関係は構築されているというふうに子どもは認識しております。

地区対策委員会の構成メンバーなんですが、特に条件もございませんので、地区対策委員に入りたいという方がいましたら入れるわけですが、構成メンバーとしましては、先ほど申しました中で言いますと、保護司の方もいらっしゃいます。民生・児童委員の方もいらっしゃいます。あと、当然自治会・町会の方々もいらっしゃいます。そして、先ほどお話のありましたジュニアリーダーにかかわっている方々、子ども会にかかわっている方々、あと校長、副校長、学校の生活指導主任、PTAの方々、これもPTAの会長クラスの方々が地区対策委員会のメンバーに入っておられます。

先ほどのご質問では、イベントで楽しいことばかりやっているのではないかというようなイメージが持たれているということも、確かにそういったイベントも行われております



けれども、やはりこの地区対策委員会の持つ活動につきましては、当然、活動をなさっている方々、いわゆる参加者と活動をなさっている方々とは若干、意識の違いというのは確かにあるかと思えます。しかしながら、活動をしっかり行っている方々の意識というのは、この2年あまりの間に、私どもとの信頼関係はかなり構築しつつあるのかなと感じているところでございます。

あと何点か、ご質問いただいたジュニアリーダーの部分についてですが……。

班長 お話し中すみません。短めにお願いできますか。

関係職員 ジュニアリーダーにつきましては、確かに人数が減っているのは事実でございます。減っているということは私どもも認識しているところで、数を確保するために、毎年同じような動きをしているわけではなくて、毎年工夫を重ねながら数の確保は重ねているところでございます。

委員 すみません。重ねていいですか。21年に組織替えがあって、その後信頼関係を重ねてきたとおっしゃるのはわかるんですが、信頼関係を構築する相手がやっぱり旧態依然とした町会の顔役とか、ずっとやっている町会の役員とかだと思えますので、彼らの意識を改革するのはとても大変で、それはもう、町会に行ったことがある方ならわかっていると思うんですけど、もしかしたら職員の方がおっしゃることをにこにこ聞いているかもしれないけど、腹の中は何も変わっていないというようなことも起きているかもしれないということをちょっと念頭に置いていただいて、もう少し組織を、いわゆる地区の名士を集めたりとか、じいさん、ばあさんにやらせておくんじゃなくて、本当に実行できる部隊を組織がえしていただきたいなと思えます。平成21年からのことでしたら、まだこれから先があると思えますので、ぜひ旧のものを引きずることなくやっていただきたい。

それと、もう時間がないので、ちょっとだけ言いたいんですが、例えばですけど、40ページの地区対策委員会の研修事業とかいうのを見ましても、何で宿泊が必要なのって私は思っちゃいます。はっきり言うと非常に疑念が沸きます。何かレクリエーションと間違えているんじゃないかな、研修ということや、あるいはジュニアリーダーのキャンプに参加した子どもの親が非常に憤慨して言っていたのは、子どもたちはキャンプしていた。一生懸命真夏の暑いところで、テントで泊まった。でも、指導者たちは、涼しいクーラーの効いているところで、夜になったらお酒を飲んでいと。何かすべての事業が、それだけで全部を考えてはいけないのかもしれませんが、お遊びのようにしているのではないかと、本来の青少年の健全育成というところにちゃんと戻って、きちんと効果を上げるようなや

り方に、一つ一つすべてを見直してほしいなと思います。これは意見です。誤解でしたら申しわけありません。

班長 手短にお願いいたします。

関係職員 はい。それでは手短にいたします。まず、地区対策委員会の組織がえということのご提案ではありますけれども、これはまさしく私どもだけがやっていることではなくて、地域の方々がやっていたいでいるものでございますので、組織がえをするということにつきましては、おそらく地域の方のご理解がないとできないものだと思います。私どもとしては、それを地域の方々にご提案したとしても、あまりいいお答えはないというふうに肌で感じております。

あと、お遊びではないかというご質問につきましては、確かに昔はそういったこともあったかとは思いますが、やはり今般のいろいろな社会情勢の悪化とか、青少年に対する地域の方々が、私たちも青少年のために何とかしてあげようという気持ちを持っている方もいらっしゃると思いますので、もちろん、もしかしたら遊び目的のつもりで活動されている方もいらっしゃるかもしれません。自治会活動の中で頼まれてやられている方の中には、泊まりでちょっと気分転換に行こうかと、ちょっとお手伝いすればいいんだろうなというような気分でご参加されている方もいらっしゃるかもしれません。それも確かに事実であるかと思いますが、やはり街の方々も、ちゃんと意識を持たれて活動されている方もいらっしゃるということをご理解いただきたいと思います。

委員 時間があまりありませんので、2つだけ端的にお聞きします。お答えは簡単で結構です。

まず、健全、健全という言葉がさっきからいっぱい出ているんですけども、健全というのはどういうことかなと疑問に思いながらずっと聞いています。具体的にいうと、地域を支える人材というのは具体的にどういう人材なんだと、どういう人が地域を支えていくんだろうということをちょっと教えてください。

それから、犯罪や非行やニート、何らかの対策で減ったという実証があるんでしょうか。もし効果的な施策があって減ったのであれば、その辺のところだけ教えてください。

関係職員 地域を支える人材に関する認識等につきましては、やはり少しでも若いころからというか、それこそ義務教育の段階から子どもが地域と接する機会を設けるとか、社会性を養うような、これは教育という長いスパンの中で活動に接するとか、子ども会のイベントに参加して、いろいろな大人の人たちと接するといった取り組みというのは、そん

なに簡単に効果が出るものでもなく、長い粘り強い取り組み、これは学校教育も含めてだと思いますけれども、これは必要かと思います。そして、青少年課でやっているさまざまな事業に参加することも含めて、いずれ地域で支えていただける人材になっていただきたいという思いで私たちは取り組んでいるところでございます。

あと、ニート、引きこもり等の部分でございますが、ニート、引きこもりの実数を把握するというのは、正直難しいところだと思っております。しかしながら、やはりそういった救わなければいけない若者がいるということは、私どもは当然認識しておりますので、引きこもらないで参加しましょうよというような取り組みを、青少年センターも含めていろいろとやっているところでございます。

また、このニート、引きこもりという部分につきましては、国や東京都にさまざまな相談業務、相談窓口も設けておりますので、それについては、別に地域性に限定せず、窓口は国や都においても設置しておりますので、あと、いかに引きこもっている若者たちどこまで表に出てきてもらうかという部分については、うちの区に限らず、おそらく日本全体の問題であるかなという気はしております。

以上でございます。

関係職員 補足をさせていただきます。刑法犯ですけれども、非行少年とか、これにつきましては、平成18年は555人でございます。これが平成22年度は355人ということで、減ってきているところでございます。また、不良行為をして補導される少年の数でございますけれども、これにつきましては平成21年には2,780人ございましたが、平成22年は2,453人ということで、こちらのほうも人数が減ってきている状況でございます。

委員 ありがとうございます。犯罪が減ってきた数はわかるんですけど、そういった施策、対策はどのようなことで減るようになったのかなということを教えていただきたいことと、それから、引きこもりとかニートとかいうのは実数は把握できてないと。先ほど引きこもりなんかは760人というお話がございましたけど、現実的に数の把握のところからの問題であるというふうに受けとめてさせていただいてよろしいでしょうか。実際に引きこもっちゃっているの、実数は把握できにくいですよ。だから、相談窓口を設けてやってもだめなんですね。先ほど委員からもありましたけど、きつクラブに出てくる子どもたちは、もう来る時点でよくて、実は来ない子どもだとか、来させられない子だとか、親が出さない人というところに問題があるので、青少年の前にその辺のところからきち

とやっていかないと、ここには至らないと私は思っているんです。まず親の考え方をしっかり把握していきながら、健全な育成ということに対しての具体的なイメージとかビジョンみたいなものを持ってないと、施策も方向もないのかなって思っているものですから、すみません、そういうところにこだわってしまいます。

じゃ、なぜ犯罪が減ったのか、施策のところだけ教えてください。

関係職員　なぜ犯罪件数が減ったかというところにつきましては、実際には私どもの活動以外にも、犯罪ということと言いますと、主な取り組み先はやっぱり警察署になりますので、警察署と私どもの組織といろいろと連携させていただいて、いろいろな取り組み、協力関係もあり、警察とも日ごろから連絡をとらせていただいて、私どもとの連携につきましても十分認識させていただいております、どのように減らそうかということについては、いろいろとお考えは聞いているところでありますが、今回の大震災……。

班長　簡単に。

関係職員　はい。では、以上です。

委員　私は1つだけ、今必要なことは青少年の健全育成における関係機関・団体との連携の強化、これに尽きるというふうに思っていて、ここに青少年対策地区委員会、保護司会、更生保護女性会、警察署、保健所、PTAとあるんですけど、これらのネットワークづくりを進めますということなんですが、これは順調でしょうか。

関係職員　はい。順調です。ちなみにですね……。

委員　結構です。順調なら順調でいいです。これは全国でいろいろなところがかなり取り組みを始めている。特に「子ども・若者育成支援推進法」を実施していくということで、モデリング的なことがどんどん進んでいるように聞いていますけど、そういうところでは、例えば勤労者施策とか、産業界、中小企業、特にフリーター、あるいはニート、引きこもり、知的障害についての受け入れを、登録事業者制度みたいなものとかありますね。そういう事業者さんだとか、商工会だとか、いろいろな幅広い団体さん、あるいは人材のご協力をいただき、まさしくネットワークをしてこういった施策は進められないと、何をやっても難しいということになると思うんですね。民間の団体さんのネットワークは順調ですということですけども、庁内がそれに対応できず、総合的な施策の推進体制というものを持っていなければお話にならないと思いますけれども、経済部局、教育部局、安全安心関連の部局、福祉部局、そういったものが本施策のために寄り集まって話し合いをするだけじゃなくて、何らかのアクションを共有して進めるという体制はつくられているのでし

ようか。

関係職員 地域振興部の中、私どもにはないんですが、経済課がございます。経済課では、就労・雇用対策、これが結局、青少年の非行の防止にも 雇用対策というのは、犯罪や非行、失業と切っても切れない因果関係があると思っております。私どもにはないんですが、経済課のほうでは若者の就労支援ということで、中小企業とタイアップをして、そういった若者の就労支援をする取り組みをしているところであります。

以上でございます。

委員 いや、部分的にということじゃなくて、先ほど申し上げた、福祉事務局だとか、ある意味では防犯の関係だとか、教育委員会、経済、それぞれがそれぞれに行っているということは承知しております。そうじゃなくて、この施策の担い手として、これらの関連部局が総力を挙げて実行するようなアクションプログラムなり体制なりが客観的事実としてつくられているかどうかだけをお聞きして、できてないということであれば、つくってくださいと言って、終わります。

関係職員 今、委員がおっしゃったとおり、そういった体制はまだできておりません。我々は必要だというふうに考えております。一例ですが、子ども虐待の関係では、そのためのワーキンググループ等ができております。我々はそうした体制をつくることは必要だというふうに理解しております。そういった方向で頑張りたいと思います。

委員 それができているかどうかで効果というのはきめん変わってくるんじゃないかなと思いますので、おつくりになったほうがいいと思います。

班長 施策13は駆け足の運営になってしまって申しわけありませんでしたが、以上で施策13についてのヒアリングは終了いたします。どうもありがとうございました。

それでは、時間になってしまいましたけれども、事務局のほうから何かございましたら、お願いします。

事務局 ご連絡が2点ございます。本日のヒアリング結果を踏まえた評価シートにつきましては、メールで11日、月曜日中に事務局までお願いいたします。

それから、席上に請求書が置いてございますけれども、住所と指名をご確認の上、ご捺印をお願いいたします。以上でございます。

班長 それでは、以上をもちまして、第3回江東区外部評価委員会第3班ヒアリングの第1回目を閉会いたします。次回の第3班の2回目のヒアリングは7月15日金曜日午後6時30分集合、7時開会となりますので、よろしくお願いいたします。

説明していただいた方、委員の皆さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

了